

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 1 編 総則</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 課税所得の範囲</p> <p>法第 9 条((非課税所得))関係</p> <p style="text-align: center;">〔現物給与(第 6 号関係)〕</p> <p>(<u>船員法第 80 条第 1 項の規定の適用がない漁船の乗組員に支給される食料</u>)</p> <p>9—7 船員法第 80 条第 1 項((食料の支給))の規定の適用がない漁船の乗組員に対しその乗船中に支給される食料については、その乗組員の勤務がその漁船の操業区域において操業する他の<u>同項</u>の規定の適用がある漁船の乗組員の勤務に類すると認められる場合に支給されるものに限り、令第 21 条第 1 号((非課税とされる職務上必要な給付))に掲げる食料に準じて課税しなくて差し支えない。</p> <p style="text-align: center;">第 2 編 居住者の納税義務</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 課税標準及びその計算並びに所得控除</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 各種所得の金額の計算</p> <p style="text-align: center;">第 4 款 必要経費等の計算</p> <p style="text-align: center;">第 4 目 引当金</p>	<p style="text-align: center;">第 1 編 総則</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 課税所得の範囲</p> <p>法第 9 条((非課税所得))関係</p> <p style="text-align: center;">〔現物給与(第 6 号関係)〕</p> <p>(<u>船員法第 80 条の規定の適用がない漁船の乗組員に支給される食料</u>)</p> <p>9—7 船員法第 80 条((食料の支給))の規定の適用がない漁船の乗組員に対しその乗船中に支給される食料については、その乗組員の勤務がその漁船の操業区域において操業する他の<u>同条</u>の規定の適用がある漁船の乗組員の勤務に類すると認められる場合に支給されるものに限り、令第 21 条第 1 号((非課税とされる職務上必要な給付))に掲げる食料に準じて課税しなくて差し支えない。</p> <p style="text-align: center;">第 2 編 居住者の納税義務</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 課税標準及びその計算並びに所得控除</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 各種所得の金額の計算</p> <p style="text-align: center;">第 4 款 必要経費等の計算</p> <p style="text-align: center;">第 4 目 引当金</p>

法第52条((貸倒引当金))関係

〔個別評価による繰入れ(第1項関係)〕

(手形交換所等の取引停止処分)

52—11 その年の12月31日までに債務者の振り出した手形が不渡りとなり、当該年分に係る確定申告書の提出期限までに当該債務者について規則第35条の2第1号((更生手続開始の申立て等に準ずる事由))に規定する手形交換所による取引停止処分が生じた場合には、当該年において令第144条第1項第3号の規定を適用することができる。

その年の12月31日までに支払期日の到来した電子記録債権法第2条第1項((定義))に規定する電子記録債権に係る債務につき債務者から支払が行われず、当該年分に係る確定申告書の提出期限までに当該債務者について同条第2項に規定する電子債権記録機関(規則第35条の2第2号イ及びロに掲げる要件を満たすものに限る。)による取引停止処分が生じた場合についても、同様とする。

第3節 所得控除

法第74条((社会保険料控除))及び第75条((小規模企業共済等掛金控除))関係

(前納した社会保険料等の特例)

74・75—2 前納した社会保険料等のうちその前納の期間が1年以内のもの及び法令に一定期間の社会保険料等を前納することができる旨の規定がある場合における当該規定に基づき前納したものについては、その前納をした者がその前納した社会保険料等の全額をその支払った年の社会保険料等として確定申告書又は給与所得者の保険料控除申告書に記載した場合には、74・75—1の(2)にかかわらず、その全額をその年において支払った社会保険料等の金額として差し支えない。

なお、この前納した社会保険料等の特例(以下この項において「特例」という。)を適用せずに確定申告書を提出した場合には、その後において更正の請求をするときにおいても、この特例を適用することはできないことに留意する。

法第52条((貸倒引当金))関係

〔個別評価による繰入れ(第1項関係)〕

(手形交換所等の取引停止処分)

52—11 その年の12月31日までに債務者の振り出した手形が不渡りとなり、当該年分に係る確定申告書の提出期限までに当該債務者について規則第35条の2((更生手続開始の申立て等に準ずる事由))に規定する手形交換所による取引停止処分が生じた場合には、当該年において令第144条第1項第3号の規定を適用することができる。

第3節 所得控除

法第74条((社会保険料控除))及び第75条((小規模企業共済等掛金控除))関係

(1年以内の期間につき前納した社会保険料等の特例)

74・75—2 前納した社会保険料等のうちその前納の期間が1年以内のものについては、その前納をした者がその前納した社会保険料等の全額をその支払った年の社会保険料等として確定申告書又は給与所得者の保険料控除申告書に記載した場合には、74・75—1の(2)にかかわらず、その全額をその年において支払った社会保険料等の金額として差し支えない。